

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度包括的窒素管理のためのロジックモデル作成業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月25日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2019年および2022年の第4回、第5回国連環境総会では、持続可能な窒素に関する決議が採択され、その中で“廃棄窒素”を半減という目標の議論が行われてきた。“廃棄窒素”とは、人為的な窒素利用に伴い発生する全ての窒素であり、NrとN2を含む。第5回国連環境総会では、2030年までの廃棄窒素削減にむけた各国の国家行動計画の情報共有が推奨され、我が国においても、持続可能な窒素管理に向けて、日本国の窒素フローおよび廃棄窒素量の評価に早期に取り組む必要がある。国内の窒素利用は農業利用のみならず、産業用途また現在ではエネルギーとしての利用も始まっている。

環境研究総合推進費5-2301では、廃棄窒素削減にむけた包括的窒素管理手法の把握に取り組んでいる。窒素管理手法は多岐にわたるため包括的な把握は十分になされていない。そこでプロジェクトでは、他分野にわたる廃棄窒素削減に資する対策・管理手法を網羅し可視化することを目指している。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、国立研究法人国立環境研究所（以下「NIES」という）担当者と十分な打ち合わせを行い、以下の(1)および(2)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかにNIES担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

業務実施にあたり、収集した情報を適切な方法で情報管理・共有し、データや画像はNIES側で編集可能な形式で提供を行うこととし、再現性を十分に担保する。ファイルの形式等については、NIES担当者と十分に協議すること。

(1) 窒素管理に関するロジックモデルの作成業務

(ア) 統合型ロジックモデルの精査とデータベース整備

これまで開発してきたロジックモデルについて不足している情報について追加・整理し、窒素管理の詳細情報（窒素種やトレードオフ等）の再整理や視覚化を行う。また水田の窒素管理についてHow to型のロジックモデルを作成する。最終的な取りまとめにあたっては、政策決定者等の実務者と協議して進める。作成したロジックモデルはIllustrator等で可視化を行い、論理的構造・再利用性・視覚的美しさを兼ねた情報設計された図を作成する。

(イ) 窒素管理における大規模なテンプレートとして活用可能な階層ロジックツリー構造を設計

廃棄窒素削減管理手法に精通した専門家を集めたワークショップを開催し、収集した知見を整理して、How to型のロジックモデルを廃棄窒素排出源となるセクター毎に作成する。ロジックモデルの階層等の設計はNIES担当者と協議の上、設計を行う。ワークショップの開催に当たっては、ロジスティックスを請負者が担当すること。

(2) 報告書の作成

本業務の作業内容や打ち合わせの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

・仕様要件

ロジックモデルを始めとした情報の構造化の経験があること。

廃棄窒素管理についてと背景を熟知していること。

Illustrator、Figma等のソフトウェアを使用できること

専門家とのコミュニケーションをもとに最新の科学的知見を反映できること。

イラスト制作に関するデザイナーを有すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1)業務結果報告書（電子データ） 1部

(2) 統合ロジックツリーおよび階層・構造に関する編集可能画像データ 1 式（サーバーを介した提出）

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、以下基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。